

# CASBEEとっとり 重点項目シート

## 医療法人育生会高島病院改築工事

| 重点項目  | 評価項目             | 評価方法  | 評価内容欄   | 評価点欄      | 採点欄       |
|---|------------------|---|---|-----------|-----------|
| 県産材利用の推進  | 主要構造部            | 主要構造部の県産材使用率 (%) =<br>県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) /<br>木材使用量 (m <sup>3</sup> ) × 100     | 主要構造部の県産材使用率は50%以上である。                              | 5         | 評価対象外     |
|   |                  |   | 主要構造部の県産材使用率は1%から50%未満である。                          | 3         |           |
|   |                  |   | 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0         |           |
|   |                  |   | 法令上、主要構造部を木造とすることができない。                             | 評価対象外     |           |
|   | 床材               | 床材の県産材使用率 (%) =<br>県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) /<br>木材使用可能面積 (m <sup>2</sup> ) × 100    | 居室床材の県産材使用率は50%以上である。                               | 5         | 0         |
|   |                  |   | 居室床材の県産材使用率は1%から50%以上である。                           | 3         |           |
|   |                  |   | 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0         |           |
|   | 腰壁               | 腰壁の県産材使用率 (%) =<br>= 県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) /<br>木材使用可能面積 (m <sup>2</sup> ) × 100  | 腰壁面積の県産材使用率は50%以上である                                | 5         | 0         |
|   |                  |   | 腰壁面積の県産材使用率は1%から50%未満である                            | 3         |           |
|   |                  |   | 上記のいずれにも該当しない                                       | 0         |           |
|   |                  |   | 法令上、居室の腰壁に木材が使用できない。                                | 評価対象外     |           |
|   | 外装材              | 外装材の県産材使用率 (%) =<br>県産材使用可能面積 (m <sup>2</sup> ) /<br>木材使用可能面積 (m <sup>2</sup> ) × 100 | 外装材の県産材使用率は50%以上である                                 | 5         | 評価対象外     |
|   |                  |   | 外装材の県産材使用率は1%から50%未満である                             | 3         |           |
|   |                  |   | 上記のいずれにも該当しない                                       | 0         |           |
|   |                  |   | 法令上、外装材に木材が使用できない。                                  | 評価対象外     |           |
|   | 総使用量             | 主要構造部・床材・腰壁・外装材における県産材の総使用量   | 県産材を、30m <sup>3</sup> 以上使用している                      | 5         | 0         |
| 県産材を、15m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> 未満使用している |                  |   | 3   |           |           |
| 県産材を、1m <sup>3</sup> から15m <sup>3</sup> 未満使用している  |                  |   | 1   |           |           |
| 上記のいずれにも該当しない                                     |                  |   | 0   |           |           |
| <b>県産材利用の推進の評価点 計</b>                             |                  |   |   | <b>15</b> | <b>0</b>  |
| 鳥取県認定グリーン商品利用の推進                                  | 鳥取県認定グリーン商品利用の推進 | 鳥取県認定グリーン商品のうち使用している品目の数  | 「建築資材等」の品目を3種類以上使用し、かつ、その他の品目と合わせて5種類以上使用している       | 25        | 0         |
|   |                  |   | 「建築資材等」の品目を2種類以上使用し、かつ、その他の品目と合わせて3種類以上使用している       | 15        |           |
|   |                  |   | 「建築資材等」の品目を1種類以上使用し、かつ、その他の品目と合わせて2種類以上使用している       | 5         |           |
|   |                  |   | 上記のいずれにも該当しない                                       | 0         |           |
| <b>鳥取県認定グリーン商品利用の推進の評価点 計</b>                     |                  |   |   | <b>25</b> | <b>0</b>  |
| 自然エネルギー変換利用の推進                                    | 自然エネルギー変換利用の推進   | 自然エネルギーの変換利用への取組みのうち、採用している取組みの数  | 評価する取組みのうち、2つ以上の手法が建物の過半に採用されている                    | 25        | 0         |
|   |                  |   | 評価する取組みのうち、いずれかの手法が建物の過半に採用されている                    | 15        |           |
|   |                  |   | 評価する取組みのうち、いずれかの手法が部分的にでも採用されている                    | 5         |           |
|   |                  |   | 評価する取組を採用していない。                                     | 0         |           |
| <b>自然エネルギー変換利用の推進の評価点 計</b>                       |                  |   |   | <b>25</b> | <b>0</b>  |
| 敷地内緑化推進   | 敷地内緑化推進          | 敷地内における緑化、生物環境の保全等への取組みのうち、採用して入る取組みの区分に応じて与える評価点の合計                                  | 生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組が行われている。(評価ポイント13以上)  | 25        | 0         |
|   |                  |   | 生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組が行われている。(評価ポイント10~12) | 15        |           |
|   |                  |   | 生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組が行われている。(評価ポイント7~9)     | 10        |           |
|   |                  |   | 生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組が十分とはいえない。(評価ポイント4~6)      | 5         |           |
|   |                  |   | 生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組が不十分である。(評価ポイント0~3)           | 0         |           |
| <b>敷地内緑化の推進の評価点 計</b>                             |                  |   |   | <b>25</b> | <b>0</b>  |
| <b>総合評価点 合計</b>                                   |                  |   |   |           | <b>0</b>  |
| <b>最高評価点 合計</b>                                   |                  |   |   |           | <b>90</b> |